省　令

○農林水産省令第二十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二中「又は補助金（以下この条において「交付金等」という。）」を削り、「当該交付金等」を「当該交付金」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三　農業者戸別所得補償交付金

四　農地保有合理化促進対策費交付金

五　環境保全型農業直接支援対策交付金（地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。）

第二十五条の二第六号及び第七号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十三年四月四日

法務大臣　江田　五月

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
大栄既製服株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目十番十号	紳士服の検品・補修

二　対象となる者　平成二十三年四月四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月四日

法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日」を「平成二十三年四月四日から三年を経過する日」に改める。

○法務省告示第百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月四日

法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年五月二十日」を「平成二十三年五月二十日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年五月二十日から施行する。

告　示

○法務省告示第百五十四号

鹿児島県出水郡長島町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年四月四日

法務大臣　江田　五月

鹿児島県出水郡西長嶋村平尾百八十二番戸

津曲七之助

○法務省告示第百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月四日

法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年七月十五日」を「平成二十三年七月十五日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月十五日から施行する。

○外務省告示第百二十九号

平成二十三年三月四日にヤウンデで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

平成二十三年四月四日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カメルーン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカメルーン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二十九億三千九百万円（二、九三九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、送配電網強化・拡充計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カメルーン共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、カメルーン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、カメルーンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カメルーン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カメルーン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカメルーン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカメルーン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カメルーン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカメルーン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税